



保医発0530 第3号
平成 26年 5 月30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成26年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発0305第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日
保医発0305第7号）の一部改正について

- 1 （別表）のⅠの手術のレーザー手術装置（Ⅳ）の類別に「機械器具（29）電気手術器」、一般的名称に「治療用電気手術器」を加える。

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

1 別表のⅡの064の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。

2 別表のⅡの126を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」、「中心循環系動静脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ」であること。

改正後
 (別表) I 医科点数表関係
 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成26年3月5日保医発0305第7号)(別紙)の一部改正について
 (参考)
 (傍線の部分は改正部分)
 現行
 (別表)

I 医科点数表関係 手術 特定診療報酬算定医療 機器の区分	定 義		対応する診療報酬項目	その他の条件	対応する診療報酬項目	特定診療報酬算定医療 機器の区分	定 義		対応する診療報酬項目	その他の条件
	薬事法承認上の位置付け 類 別	一般的名称					薬事法承認上の位置付け 類 別	一般的名称		
レーザー手術装置 (IV)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	ダイオードレーザー	K 617-4 下肢静脈瘤の治癒が可能 なもの	下肢静脈瘤の治癒が可能 なもの	K 617-4 下肢静脈瘤の治癒が可能 なもの	レーザー手術装置 (IV)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	ダイオードレーザー	K 617-4 下肢静脈瘤の治癒が可能 なもの	下肢静脈瘤の治癒が可能 なもの
	機械器具 (29) 電気手術器	治療用電気手術器					機械器具 (31) 医療用焼灼器	ダイオードレーザー		

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
(別表)		(別表)	
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格		II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	
064 脊椎固定用材料		064 脊椎固定用材料	
(1) 定義		(1) 定義	
次のいずれにも該当すること。		次のいずれにも該当すること。	
① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「 <u>「体内固定用プレート」</u> 」、「 <u>体外固定システム</u> 」、「 <u>脊椎内固定器具</u> 」又は「 <u>脊椎ケージ</u> 」であること。		① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「 <u>「体外固定システム</u> 」、「 <u>「脊椎内固定器具</u> 」又は「 <u>脊椎ケージ</u> 」であること。	
126 体外循環用カニューレ		126 体外循環用カニューレ	
(1) 定義		(1) 定義	
次のいずれにも該当すること。		次のいずれにも該当すること。	
① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテ		① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテ	

「アテール」、「中心循環系動脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動脈カニューレ」であること。

「アテール」又は「中心循環系動脈カニューレ」であること。